

3つのカードの違い

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
特徴	プラスチック製 顔写真は選択制 住民票コードの記載はなし	プラスチック製 顔写真を表面に記載 マイナンバー（個人番号）を裏面に記載	紙製 顔写真なし マイナンバー（個人番号）を表面に記載
有効期限	発行日から10年間 （電子証明書は発行日から3年間） ※現在お持ちのカードは有効期限まで使用可。	10回目の誕生日まで （20歳未満は5回目の誕生日まで）	なし
申請・交付	◆希望者のみ（平成27年12月28日まで交付） ※電子証明書の住基カードへの発行は平成27年12月22日まで	◆希望者のみ（平成28年1月から交付開始） ※即日交付はできません。	◆住民票を有するすべての方・世帯主あてに、簡易書留（転送不要）で配達。（小松島市は11月中旬から配達されています。） ※12月中旬頃になっても届いていない場合は、戸籍住民課へ返戻されている可能性がありますので、お問い合わせください。
手数料	500円 （電子証明書有なら1,000円）	当面の間は初回無料（電子証明書は標準搭載） 再発行1,000円（うち200円は電子証明書発行手数料）	初回無料 再発行500円
利便性	・身分証明書として利用。 ・電子証明書を搭載で、電子確定申告（e-tax）に利用。	・個人番号および本人確認ができる身分証明書として利用。 ・本人確認書類として利用。 ・電子証明書によるオンライン申請などに利用。	個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関などの窓口で個人番号の提供を求められた場合に利用。 ※身分証明書とはならないため、免許証などの本人確認書類が別に必要

※個人番号カードの交付申請が集中した場合は、交付までに相当期間がかかります。
電子確定申告（e-tax）で、住基カードの公的個人認証（電子証明書）を利用される方は、有効期限の満了日にご注意ください。

【通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせ先】

◎マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）☎0120・95・0178

受付時間 平日9:30～22:00、土日祝9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

◎市戸籍住民課（市役所1階①番窓口）☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail:kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

市ホームページ <http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/soshiki/43/>